

(管理義務)

第十二条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、これらに関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

第十三条中「これを掲出する物件」を「掲出物件」に、「設置し、又はこれを管理する者(第六条第一号の場合における揭示責任者を含む。以下「管理者」という。)」を「設置する者又はこれらを管理する者」に改め、同条の次に次の一条及び章名を加える。
(告示)

第十三条の二 知事は、第四条第一項第一号、第三号、第五号、第七号若しくは第九号若しくは第三項第十号、第五条第一項第三号若しくは第四号又は第五条の二第一項の規定による指定をし、又はこれらを変更し、若しくは廃止したときは、その旨を告示しなければならない。

第三章 監督

第十四条第一項中「一に該当する者」を「いずれかに該当する者」に、「若しくはこれを掲出する物件」を「の表示若しくは掲出物件の設置の停止を命じ、若しくは相当の期限を定め、これら」に改め、同項第二号中「第三条各号の一」を「第四条第五項」に、「これを掲出している物件」を「掲出物件」に改め、同項に次の一号を加える。

五 第十二条の規定に違反している者

第十四条第二項中「これを掲出する物件の管理者」を「掲出物件を管理する者」に、「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同条の次に次の八条及び章名を加える。

(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示事項)

第十四条の二 法第八条第二項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量

二 保管した広告物が表示され、又は掲出物件が設置されていた場所及び当該広告物又は掲出物件を除外した日

三 その広告物又は掲出物件の保管を始めた日及び保管の場所
四 前三号に掲げるもののほか、保管した広告物又は掲出物件を返還するため必要と認められる事項

(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の方法)

第十四条の三 法第八条第二項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一 前条各号に掲げる事項を、二週間(法第八条第三項第一号に規定する広告物については、二日間)、規則で定める場所に掲示すること。

二 法第八条第三項第二号に規定する広告物又は掲出物件については、前号の掲示の期間が満了しても、なおその広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者(以下「所有者等」という。)の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を公報等に掲載すること。

2 知事は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管物件一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(広告物又は掲出物件の価額の評価の方法)

第十四条の四 法第八条第三項の規定による広告物又は掲出物件の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物又は掲出物件の使用期間、損耗の程度その他当該広告物又は掲出物件の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、広告物又は掲出物件の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した広告物又は掲出物件を売却する場合の手続)

第十四条の五 法第八条第三項の規定による保管した広告物又は掲出物件の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がない広告物又は掲出物件その他競争入札に付することが適当でないと認められる広告物又は掲出物件については、随意契約により売却することができる。

第十四条の六 知事は、前条本文の規定による競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも五日前までに、その広告物又は掲出物件の名称又は種類、数量その他規則で定める事項を規則で定める場所に掲示し、又はこれに準ずる適当な方法で公示しなければならない。

2 知事は、前条本文の規定による競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく三人以上の入札者を指定し、かつ、それらの者に広告物又は掲出物件の名称又は種類、数量その他規則で定める事項をあらかじめ通知しなければならない。

3 知事は、前条ただし書の規定による随意契約によるうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

(公示の日から売却可能となるまでの期間)

第十四条の七 法第八条第三項各号の条例で定める期間は、次のとおりとする。

一 法第七条第四項の規定により除却された広告物 二日

二 特に貴重な広告物又は掲出物件 三月

三 前二号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 二週間

(広告物又は掲出物件を返還する場合の手続)

第十四条の八 知事は、保管した広告物又は掲出物件(法第八条第三項の規定により売却した代金を含む。)を当該広告物又は掲出物件の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつてその者がその広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

(処分、手続等の効力の承継)

第十四条の九 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者について変更があつた場合においては、この条例又はこの条例に基づく規則により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者に対してしたものとみなす。

第四章 屋外広告業の登録等

第十五条及び第十五条の二を次のように改める。

(屋外広告業の登録)

第十五条 屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、五年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 前項の更新の登録の申請があつた場合において、第二項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第十五条の二 前条第一項又は第三項の規定により屋外広告業の登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を、知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 県の区域(奈良市の区域を除く。以下同じ。)内において営業を行う営業所の名称及び所在地

三 法人にあつては、その役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名

四 未成年者にあつては、その法定代理人の氏名及び住所

五 第十五条の二の八第一項に規定する業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称

2 前項の申請書には、申請者が第十五条の二の三第一項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

第十五条の二の次に次の十一條を加える。

(登録の実施)

第十五条の二の二 知事は、前条第一項の規定による申請書の提出があつたときは、次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第一項各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第十五条の二の三 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 第十五条の二の十一第一項の規定により登録を取り消され、その処分があつた日から二年を経過しない者
 - 二 屋外広告業者(第十五条第一項又は第三項の登録を受けて屋外広告業を営む者)という。以下同じ。)で法人であるものが第十五条の二の十一第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分があつた日前三十日以内にその役員であつた者でその処分があつた日から二年を経過しない者
 - 三 第十五条の二の十一第一項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
 - 四 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
 - 五 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
 - 六 法人でその役員のうち第一号から第四号までのいずれかに該当する者があるものの
 - 七 第十五条の二の八第一項に規定する業務主任者を選任していない者
- 2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、

その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第十五条の二の四 屋外広告業者は、第十五条の二第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、規則で定めるところにより、当該変更の日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第一項第五号から第七号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があつた事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

3 第十五条の二第二項の規定は、第一項の規定による届出について準用する。

(屋外広告業者登録簿の閲覧)

第十五条の二の五 知事は、屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。(廃業等の届出)

第十五条の二の六 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合において、当該各号に定める者は、その日(第一号の場合にあつては、その事実を知つた日)から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

- 一 死亡した場合 その相続人
- 二 法人が合併により消滅した場合 その法人の役員であつた者
- 三 法人が破産により解散した場合 その破産管財人
- 四 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合 その清算人
- 五 屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であつた個人又は屋外広告業者であつた法人の役員

(登録の抹消)

第十五条の二の七 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、屋外広告業者登録簿につき、当該屋外広告業者の登録を抹消しなければならない。

- 一 前条の規定による届出があつたとき(同条の規定による届出がなくて同条各号のいずれかに該当する事実が判明したときを含む)。

二 第十五条の二の十一第一項の規定による登録の取消しをしたとき。
(業務主任者の選任)

第十五条の二の八 屋外広告業者は、営業所ごとに次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。

一 法第十条第二項第三号イに規定する登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者

二 広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的として都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市が行う講習会の課程を修了した者

三 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であつて広告美術仕上げに係るもの

四 知事が、規則で定めるところにより、前三号に掲げる者と同等以上の知識を有するものと認定した者

2 業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関することをを行うものとする。

一 この条例その他広告物の表示及び掲出物件の設置に関する法令の規定の遵守に関すること。

二 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示又は掲出物件の設置に係る安全の確保に関すること。

三 第十五条の二の十に規定する帳簿の記載に関すること。

四 前三号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること。

(標識の揭示)

第十五条の二の九 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第十五条の二の十 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、営業所ごとにその営業に関する帳簿を備え、規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。
(登録の取消し等)

第十五条の二の十一 知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 不正の手段により第十五条第一項又は第三項の登録を受けたとき。

二 第十五条の二の三第三項第二号又は第四号から第七号までのいずれかに該当することとなつたとき。

三 第十五条の二の四第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 法に基づく条例又はこれに基づく処分を違反したとき。

2 第十五条の二の三第二項の規定は、前項の規定による処分をした場合について準用する。

(登録手数料)

第十五条の二の十二 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める額の手数料を申請の際納付しなければならない。

一 第十五条第一項の登録を受けようとする者 一件につき 一万円

二 第十五条第三項の更新の登録を受けようとする者 一件につき 一万円

2 既納の手数料は、還付しない。

第十五条の三第一項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 前条第二項の規定は、屋外広告物講習手数料について準用する。

第十五条の四を次のように改める。

第十五条の四 削除

第十五条の五中「美観風致」を「良好な景観を形成し、若しくは風致」に改め、同条の次に次の章名を加える。

第五章 雑則

第十六条第一項中「これを掲出する物件を設置」を「掲出物件を設置」に、「広告物若しくはこれを掲出する物件を」を「これらを」に、「これを掲出する物件の存する」を「掲出物件の存する」に、「これを掲出する物件を検査」を「掲出物件を検査」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、屋外広告業を営む者に対して、特に必要があると認めるときは、その営業につき、必要な報告を求め、又はその命じた者に営業所その他営業に係る場所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

第十六条に次の一項を加える。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十六条の次に次の二条、章名及び一条を加える。

(景観行政団体である市町村の特例)

第十六条の二 地方自治法第二百五十二条の十七の二の規定によるもののほか、法第三条から第五条まで、第七条又は第八条の規定に基づく条例の制定又は改廃に関する事務の全部又は一部については、景観行政団体(景観法第七条第一項の景観行政団体をいう。)である市町村(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市を除く。)が処理することができる。この場合においては、知事は、あらかじめ、当該市町村の長に協議しなければならない。(その他)

第十六条の三 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

第六章 罰則

第十六条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十五条第一項又は第三項の登録を受けずに屋外広告業を営んだ者
- 二 不正の手段により第十五条第一項又は第三項の登録を受けた者
- 三 第十五条の二の十一第一項の規定による営業の停止の命令に違反した者
- 第十七条の見出しを削る。

第十八条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号から第三号までの規定中「これを掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同条第四号及び第五号を次のように改める。

- 四 第十五条の二の四の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 五 第十五条の二の八第一項の規定による業務主任者を選任しなかった者
- 第十八条第六号を削り、同条第七号中「第十六条」を「第十六条第一項」に改め、同条を同条第六号とし、同条に次の一号を加える。

七 第十六条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第十八条の次に次の一条を加える。

第十八条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

- 一 第十五条の二の六の規定による届出を怠つた者
- 二 第十五条の二の九の規定による標識を掲げない者
- 三 第十五条の二の十の規定による帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者
- 第十九条中「前二条」を「第十六条の四から第十八条まで」に改める。
- 第二十条を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五条の次に一条を加える改正規定及び附則第四項の規定 公布の日

二 第四条第四項、第九条及び第十二条の改正規定、第十四条第一項に一号を加える改正規定、第十四条の次に八条及び章名を加える改正規定（第十四条の九を加える部分に限る。）、第十五条及び第十五条の二の改正規定、第十五条の二の次に十一条を加える改正規定、第十六条第一項の次に一項を加える改正規定、第十六条の次に二条、章名及び一条を加える改正規定（第十六条の四を加える部分に限る。）、第十八条第四号及び第五号の改正規定、同条に一号を加える改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに次項及び附則第三項の規定 平成十七年四月一日
(経過措置)

2 この条例の施行の際現に同条例による改正前の奈良県屋外広告物条例（以下「改正前の条例」という。）第十五条の二第一項の規定による届出をして屋外広告業を営んでいる者は、前項第二号に定める日から六月間（当該期間内にこの条例による改正後の奈良県屋外広告物条例（以下「改正後の条例」という。）第十五条の二の三第一項の規定による登録の拒否の処分があったときは、その日までの間）は、改正後の条例第十五条第一項の登録を受けなくても引き続き屋外広告業を営むことができる。この場合においては、その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も同様とする。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例第十五条の四第一項に規定する講習会修了者等である者は、改正後の条例第十五条の二の八第一項に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなす。

(奈良県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

4 奈良県事務処理の特例に関する条例（平成十二年三月奈良県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の五の項事務の欄11中「10」を「14」に改め、同欄中11を15とし、5から10までを9から14までとし、4の次に次のように加える。

5 条例第五条の二第三項の規定による策定

6 条例第五条の二第五項において準用する同条第四項の規定による公表

7 条例第五条の二第七項の規定による届出の受理

8 条例第五条の二第八項の規定による助言又は勧告

5 奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第一の五の項事務の欄15中「14」を「15」に改め、同欄中15を16とし、14を15とし、13の次に次のように加える。

14 条例第十四条の八の規定による返還

別表第一の六の項事務の欄中5を6とし、4の次に次のように加える。

5 条例第十四条の八の規定による返還

奈良県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十二月十六日

奈良県知事 柿 本 善 也

奈良県条例第十五号

奈良県立都市公園条例の一部を改正する条例

奈良県立都市公園条例（昭和三十五年三月奈良県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号、第六条第一項及び第七条中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改める。

第九条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同条に次の一項を加える。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

一 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

二 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合

三 前二号に掲げる場合のほか、公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

第九条の次に次の六条を加える。

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第九条の二 法第二十七条第五項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量

二 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時

三 その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所

四 前三号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第九条の三 法第二十七条第五項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して二週間、規則で定める場所に掲示すること。

二 特に貴重と認められる工作物等については、前号の掲示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者(以下「所有者等」という。)の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を奈良県公報に掲載すること。

2 知事は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(工作物等の価額の評価の方法)

第九条の四 法第二十七条第六項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めると

きは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第九条の五 法第二十七条第六項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

第九条の六 知事は、前条本文の規定による競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも五日前までに、その工作物等の名称又は種類、形状、数量その他規則で定める事項を規則で定める場所に掲示し、又はこれに準ずる適当な方法で公示しなければならない。

2 知事は、前条本文の規定による競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく三人以上の入札者を指定し、かつ、それらの者に当該工作物等の名称又は種類、形状、数量その他規則で定める事項をあらかじめ通知しなければならない。

3 知事は、前条ただし書の規定による随意契約によるうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

(工作物等を返還する場合の手続)

第九条の七 知事は、保管した工作物等(法第二十七条第六項の規定により売却した代金を含む。)を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつてその者がその工作物等の返還を受けるべき工作物等の所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

第十条中「法第五条第二項又は法第六条第一項若しくは第三項の許可を受けた者が次の各号の一に該当するとき」を「次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める場合に該当することとなつたとき」に改め、同条第一号及び第二号を次のように改める。

一 法第五条第一項又は法第六条第一項若しくは第三項の許可を受けた者 次に掲げる場合

イ 公園施設の設置又は公園の占用に関する工事を完了したとき。
 ロ 公園施設の設置若しくは管理又は公園の占用を廃止したとき。

ハ 法第十条第一項の規定により公園を原状に回復したとき。

二 公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転した者 当該行為をした場合

第十条第三号を削る。

第十一条第一項中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改める。

第十四条中「一に」を「いずれかに」に、「一万円」を「五万円」に改める。

別表第一中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

奈良県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十二月十六日

奈良県知事 柿 本 善 也

奈良県条例第十六号

奈良県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例

奈良県立高等学校等設置条例（昭和三十一年十月奈良県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

「同 西の京養護学校

奈良市

第三条中

同 西の京養護学校成美学寮分校

同

同

七条養護学校

同

学校

奈良市

に改める。

学校成美学寮分校

同

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例をここに公布する。

平成十六年十二月十六日

奈良県知事 柿 本 善 也

奈良県条例第十七号

奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第九条第一項の規定の趣旨にのっとり、県の機関に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、県民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 法令 法律及び法律に基づく命令をいう。

二 条例等 条例及び規則（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百八

条の四第二項に規定する規程、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号

）第十条に規定する企業管理規程並びに地方自治法第二百二十条に規定する会議規則

及び同法第三百十条第三項に規定する規則を含む。以下同じ。）をいう。

三 県の機関 地方自治法第二編第七章に基づいて設置される県の執行機関、議会、

警察本部（警察署を含む。）若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職

員であつて法令若しくは条例等により独立に権限を行使することを認められたもの

をいう。

四 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等

人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

五 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。

六 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

七 申請等 申請、届出その他の法令又は条例等の規定に基づき県の機関に対して行われる通知をいう。

八 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の法令又は条例等の規定に基づき県の機関が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。

九 縦覧等 法令又は条例等の規定に基づき県の機関が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

十 作成等 法令又は条例等の規定に基づき県の機関が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。

十一 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。
(電子情報処理組織による申請等)

第三条 県の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第一項の規定により行われた申請等は、同項の県の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該県の機関に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、県の機関は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等をするものとしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第四条 県の機関は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第一項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、県の機関は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等をするものとしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(電磁的記録による縦覧等)

第五条 県の機関は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。
(電磁的記録による作成等)

第六条 県の機関は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 第一項の場合において、県の機関は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。
(適用除外)

第七条 別表の上欄に掲げる条例の同表の中欄に掲げる規定に基づく手続等については、それぞれ同表の下欄に定めるこの条例の規定は、適用しない。

第八条 県は、県の機関に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報システムの整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 県は、前項の措置を講ずるに当たっては、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めなければならない。

3 県は、県の機関に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めなければならない。
(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)

第九条 知事は、少なくとも毎年度一回、県の機関が電子情報処理組織を使用して行われ、又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況を取りまとめ、これをインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
(その他)

第十条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(奈良県行政手続条例の一部改正)

2 奈良県行政手続条例(平成八年三月奈良県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項ただし書中「添付書類」の下に「その他の申請の内容」を加える。
第三十三条第三項第二号中「含む。」の下に「又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を加える。

別表 (第七条関係)

一 案内人取締条例(昭和二十三年八月奈良県条例第三十号)	第三条第二項及び第八条第二項	第四条
二 奈良県税条例(昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号)	第一百七十七条第二項及び第一百零八条第四項	第四条
三 奈良県金属くず営業条例(昭和三十三年四月奈良県条例第二十号)	第五条第一項及び第四項(第二十二条において準用する場合)	第四条